

(開示例39) 未適用の会計基準

5. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりであります。

基準書	強制適用時期(以降開始年度)	当社グループ適用予定時期	新設・改訂の概要	
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年2月期	リースに関する会計処理の改訂

IFRS第16号適用により、借手はリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分せず、リース期間が短期であるリース及び原資産が少額であるリース以外の全てのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識し、使用権資産とリース負債を認識した後は、リース期間中の使用権資産にかかる減価償却費と、リース負債にかかる利息費用を計上します。

これによる当社グループの連結財務諸表への主な影響として、2020年2月期の期首時点の連結財政状態計算書において、資産が約2,140億円、負債が約2,280億円それぞれ増加、資本が約140億円減少すると見積もっております。なお、連結損益計算書において、当期利益に与える影響は軽微であると見積もっております。

(出所) J. フロント リテイリング 2019年2月期有価証券報告書 「3.重要な会計方針」より一部抜粋

(ii) その影響が不明であるかまたは合理的に見積れない場合には、その旨の説明

本稿の分析対象企業194社のうちIFRS16号を早期適用している4社を除く190社すべてが、未適用の会計基準としてIFRS16号について開示を行っている(開示例

39)。
前記の各項目につき、新基準の名称およびこれに伴う会計方針の変更または変更の内容、適用日または適用予定日については190社すべてが開示を行っており、うち136社が適用による財務諸表への影響について開示していた(開示例39)。また、適用予定の経過措置について開

示している会社も190社中121社あり、そのすべてが修正遡及アプローチを採用し、適用開始による累積的影響を適用開始日に利益剰余金期首残高の修正として認識する方法を選択予定である旨の開示を行っていた。

第3章 金融商品関係の免除が増加 初度適用時の免除規定の 選択状況

(I) 5章のエッセンス

● 免除規定の適用の上位3項目は企業結合、為替差額累計額、過去に認識した金融商品の指定である。

● 企業結合は9割超、為替差額累計額は8割超、過去に認識した金融商品の指定は7割超の企業が免除規定を選択した。

IFRSはIFRSの初度適用企業に対して、任意の免除規定を設けており、初度適用企業の作業負担を軽減するように考慮している。IFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」が規定する免除規定は図表13を参照されたい(2019年7月末時点で公表されている基準を対象としている)。

本章では、前回分析に引き続き、今回新たにIFRSを任意適用した39社⁽⁶⁾について分析を行った。39社

の免除規定の選択状況は図表14を参照されたい。なお、図表14は図表13における免除規定のうち、選択企業が多かった免除規定について分析している。また、初度適用に関する実際の開示については、開示例40を参照されたい。

今回分析では、図表13における免除規定のうち、選択企業の多かった企業結合、換算差額累計額、過去に認識した金融商品の指定、みなし原価、リース、株式に基づく報酬取引、